

改正

令和2年3月23日告示第32号

令和4年4月22日告示第63号

令和5年3月17日告示第24号

令和6年3月31日告示第44号

つがる市国民健康保険脳ドック検査費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、つがる市国民健康保険条例（平成17年条例第137号）第9条第1項の規定に基づき被保険者の疾病の予防及び健康の保持増進を図ることを目的として、脳梗塞等の脳血管疾患の早期発見のため磁気共鳴画像検査等（以下「脳ドック」という。）を受診する費用の一部を助成するつがる市国民健康保険脳ドック検査費助成事業（以下「助成事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 助成事業の実施主体はつがる市（以下「市」という。）とし、脳ドックの検査業務は、市と業務委託契約を締結した医療機関（以下「受託医療機関」という。）が実施するものとする。

2 助成事業は、この告示の定めるところにより助成の決定を受けて脳ドックを受診した者に対する助成金に相当する額を委託料として受託医療機関に支払うことにより行う。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、市が行う国民健康保険事業の被保険者（以下「被保険者」という。）であって、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 脳ドックを受診する日において満年齢40歳以上75歳未満の被保険者
- (2) 申請（第5条第1項の規定による申請をいう。以下同じ。）の日において、被保険者資格を有する者
- (3) 申請の日において、国民健康保険税の滞納がない世帯に属するもの

(助成の金額及び定員)

第4条 1人あたりの助成の金額は、脳ドックに要した費用のうち15,000円を超えない額

とする。

- 2 市長は、当該年度の助成事業に係る委託料の予算額及び近隣の医療機関における脳ドックに要する費用の額を考慮して、助成する者の数の上限（以下「定員」という。）を定めるものとする。

（助成の申請）

第5条 助成を受けようとする者は、国民健康保険脳ドック検査費助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、当該年度において市長が別に定める期間に、1人につき1回まで行うことができる。ただし、市長は、申請の件数が定員に満たない場合又は特に必要と認められた場合は、別に申請の期間を定めることができる。

（交付決定等）

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、助成金額を決定し、国民健康保険脳ドック検査費助成決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）に国民健康保険脳ドック検査費助成券（様式第3号。以下「助成券」という。）を添えて当該助成を決定した者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査により申請の内容が不相当と認めるとき、又は申請の日において申請の件数が定員に達していたときは、当該申請を不承認とし、その旨を国民健康保険脳ドック検査費助成不承認通知書（様式第4号）により申請した者に通知するものとする。

- 3 第1項の助成券の有効期間は、当該年度において市長が別に定める。

（受診の方法）

第7条 前条第1項の規定により助成の決定を受けた者が助成事業により脳ドックを受診しようとするときは、市長が指定する受託医療機関のいずれかにおいて、市長が指定する期日までに脳ドックの受診の申込みを行うものとする。

- 2 前項の申込みを行った者は、脳ドックの受診に際し、受託医療機関に助成券を提出するものとする。

- 3 助成券を利用して脳ドックを受診した者（以下「受診者」という。）から受託医療機関が徴収する自己負担額は、当該脳ドック検査費用の額から助成券に記載された助成額を控除した額（1円以上の場合に限る。）とする。

（検査結果の通知）

第8条 受託医療機関は、受診者の脳ドック検査の結果を総合的に判断し、速やかに受診者に検査結果を通知するものとする。

2 受託医療機関は、要治療相当と判定した者に対しては必要な処置を行い、要精密検査相当と判定した者に対しては精密検査を受診するよう指導するものとする。

3 受託医療機関は、助成事業による脳ドックを実施したときは、月毎にその結果を助成券（ただし市長が必要と認める事項が記載されている場合に限り、受託医療機関が作成する任意の書類によることができる。以下この告示において同じ。）に記録し、実施月の翌月10日（ただし、3月実施分については3月末日）までに市長に提出しなければならない。

（委託料の請求）

第9条 受託医療機関は、前条第3項に規定する助成券の提出後10日以内に、委託料に係る請求書を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により提出が遅れることを市長が認めた場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成券及び請求書の内容を審査し、これを適当と認めたときは、当該受託医療機関に委託料を支払うものとする。

（助成券の返還）

第10条 助成券の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに助成券を市長に返還しなければならない。

（1） 助成の申請の日から脳ドック受診日までの間に被保険者資格を喪失したとき。

（2） 第6条第3項に規定する助成券の有効期間内に脳ドックを受診しないとき。

（3） 助成券に記載された医療機関と異なる受託医療機関で脳ドックを受診しようとするとき。

（4） その他市長が必要と認めるとき。

2 前項第3号の規定により助成券を返還した者が、当該異なる受託医療機関で脳ドックを受けようとするときは、第5条第2項の規定にかかわらず、再度の申請を行うことができるものとする。

（不当利得の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があると認めるときは、その者に対して助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか助成事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日告示第32号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月22日告示第63号）

この告示は、令和4年4月22日から施行する。

附 則（令和5年3月17日告示第24号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日告示第44号）

この告示は、公表の日から施行する。